

子育て支援対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 子育て支援対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年4月1日北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付目的)

第2条 この補助金は、北海道（以下「道」という。）における学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）の設置する幼稚園又は幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）において、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

(補助金の交付の対象)

第3条 この補助金は、道内に幼稚園等を設置する学校法人及び社会福祉法人（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。）（以下「補助事業者」という。）に対して交付する。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、幼稚園等における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備（以下「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」という。）及び私立幼稚園が子ども・子育て支援新制度に移行する際に道又は市区町村等に行う申請作業等の事務（以下「認定こども園等への円滑な移行のための準備支援」という。）とする。ただし、国又は道の他の補助金の交付の対象となる事業については、原則として除くものとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助基準額及び補助率は別表のとおりとする。

(補助金額の算定方法)

第6条 補助金額は、次により算出した額とする。

- (1) 補助対象経費の実支出額の合計額と、別表に定める基準額とを比較して少ない方の額に、別表に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を補助金額とする。
- (2) 算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付を受ける補助事業者の責務)

第7条 補助事業を行う補助事業者は幼児教育の公共性を強く認識し、幼稚園等の経営の適正化及び合理的運営を期するとともに、補助の対象となった備品等の適切な使用及び管理を行わなければならない。

(補助金の執行保留)

第8条 知事は、補助事業者が第2条に規定する交付目的に適合しないと認められる場合は、この補助金の執行を保留することができる。

(交付の条件)

第9条 補助事業者が補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付すものとする。ただし、(3)については、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備の場合のみとし、(5)については、認定こども園等への円滑な移行のための準備支援の場合のみとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更に伴う補助対象経費の増減の額が当該経費の10分の2に満たないときは、この限りではない。
- (2) 補助事業者が、次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
 - ア この補助金を他の用途に使用したとき。
 - イ 補助事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令又はこれに基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。
 - ウ 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。

- エ 幼稚園等を廃止し、又は幼稚園等の行う教育を停止したとき。
 - オ 幼稚園設置基準（昭和31年12月13日文部省令第32号）、その他法令の規定に基づく知事の処分又は寄附行為に違反したとき。
 - カ 借入金の償還が適正に行われていない等、財務状況が健全でなかったとき。
 - キ 学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）、その他法令に照らして会計処理が適正を欠いたとき。
 - ク その他教育条件又は管理運営並びに補助事業の実施に適正を欠く場合
- (3) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用が増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めている耐用年数を経過するまで、補助金の交付の目的以外のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、取壊し又は廃棄しようとするときは、別記様式1によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助対象経費が重複する他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (5) 補助事業者が、交付決定年度内に認定こども園の認可等を受けない場合は、補助金の返還を命ずる。

（補助金の交付申請）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条の規定に基づき行う告示に定めるところにより、補助金等交付申請書（総務第1号様式（平成25年北海道告示第10329-8号で定める様式。以下総務第〇号様式について同じ。））に、次の各号に掲げる書類を添付の上、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（総務第2号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（総務第6号様式）
- (3) 補助金等交付申請額内訳書（別記様式2）
- (4) 経費の配分調書（総務第7号様式）
- (5) 事業予算書（総務第8号様式）
- (6) 資金収支計画書（総務第19号様式）

（補助金の交付決定内容等の変更等）

- 第11条 補助事業者は、補助事業の内容の変更について、知事の承認を受けようとするときは、補助事業等変更申請書（総務第9号様式）に前条各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止について、知事の承認を受けようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（総務第11号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業執行遅延（不能）報告書（総務第12号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助金の実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業等実績報告書（総務第16号様式）を提出するときは、次の各号に掲げる書類を添付の上、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（総務第2号様式）
- (2) 補助金等精算書（総務第17号様式）
- (3) 補助金等精算内訳書（別記様式2）
- (4) 事業精算書（総務第18号様式）

附 則

（施行期日）
この要綱は、平成25年12月17日から施行する。

附 則

（施行期日）
この要綱は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

（施行期日）
この要綱は、平成27年7月17日から施行する。

附 則

（施行期日）
この要綱は、平成28年11月14日から施行する。

附 則

（施行期日）
この要綱は、平成29年3月23日から施行する。

別表

区分	補助対象経費	補助基準額	補 助 率	
幼児教育の質の向上のための緊急環境整備	遊具、運動用具、教具、保健衛生用品等の整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品、遊具等の修繕や改修工事及び大規模な工事を伴うものを除く。）	1施設あたり 200万円	幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園	2分の1以内
			交付決定年度の翌年度の4月1日から認定こども園に移行する幼稚園	
			上記以外の幼稚園	3分の1以内
認定こども園等への円滑な移行のための準備支援	認定こども園又は施設型給付費の支給を受ける幼稚園への移行に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務に係る外部への委託費	1施設あたり 160万円	交付決定年度の翌年度の4月1日から認定こども園又は施設型給付を受ける幼稚園に移行する幼稚園	2分の1以内

（注1）整備に要する費用とは、次に掲げるものをいう。

- ・購入経費
- ・設置経費（遊具の新設に要する経費）
- ・その他の附帯経費（搬入・据付、機器の設定、初期動作確認費用、周辺機器との接続に係る経費）

（注2）短期間に消耗する物品とは、次に掲げるものをいう。

- ・1個又は1組の取得価格が2万円未満の物品
- ・1回又は短期間の使用によって消費される性質の物品
- ・使用により消耗又はき損しやすく比較的短期間に再度の用に供し得なくなる物品

（注3）個人の所要に係る物品とは、専ら一人が使用することを前提とした共用できない物品をいう。

（注4）幼児教育の質の向上のための緊急環境整備については、道の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金を交付しない。

（注5）認定こども園等への円滑な移行のための準備支援については、交付決定年度分の費用を補助対象経費とする。